

# 電気通信大学グローバル・アライアンス・ラボ推進室規程

平成27年 3月26日

改正

平成27年 7月29日

平成28年 1月20日

平成28年11月24日

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条の3第3項に基づき電気通信大学グローバル・アライアンス・ラボ推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、本学が国際交流協定締結大学及び機関（以下「協定大学等」という。）と共同して運営する国際連携ラボ（以下「グローバル・アライアンス・ラボ」という。）を統括し、専門実践教育の国際共同プログラム開発、本学の教員と協定大学等の教員等との協同による学生への研究指導の展開等の取り組みを推進することにより、本学の教育のグローバル化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) グローバル・アライアンス・ラボの設置及び廃止に関すること。
- (2) グローバル・アライアンス・ラボの運営に関すること。
- (3) グローバル・アライアンス・ラボを活用した教育の企画立案及び支援に関すること。
- (4) その他グローバル・アライアンス・ラボの活用に関すること。

(職員)

第4条 推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 推進室長
  - (2) 兼務教員（本学の教育研究職員で推進室に兼務するものをいう。）
- 2 推進室に、特任教員を置くことができる。
  - 3 前2項に規定するもののほか、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。

(推進室長)

第5条 推進室長は、本学の職員のうちから、電気通信大学グローバル化教育機構長の推薦に基づき、学長が指名する。

- 2 推進室長は、推進室の活動を統括する。
- 3 推進室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(人事、予算に関する事項の取扱い)

第6条 推進室に置かれる兼務教員及び特任教員の人事に関する事項については、本学におけるグローバル化教育の全学的視点に立った効果的な実施体制を整備するため、グローバル化教育推進会議で審議し、大学教育センターと協議のうえ、全学教育・学生支援機構に提案するものとする。

2 推進室の予算に関する事項については、グローバル化教育の効率的、効果的な推進のため、グローバル化教育推進会議で審議するものとする。

(グローバル・アライアンス・ラボの設置及び廃止)

第7条 グローバル・アライアンス・ラボを設置しようとするときは、グローバル・アライアンス・ラボを設置しようとする者の代表者が推進室長に申請するものとする。

2 前項の申請は、グローバル・アライアンス・ラボの設置の目的、活動の内容、設置場所、構成員の所属・氏名及び期待される活動成果等の内容を記載した書類（様式任意）により行うものとする。

3 グローバル・アライアンス・ラボを廃止しようとするときは、次条に定めるラボ長が廃止を希望する日及び理由を記載した書類（様式任意）により推進室長に申請するものとする。

4 第1項及び前項の申請については、推進室で審査の上、グローバル化教育推進会議で審議し、決定するものとする。

(グローバル・アライアンス・ラボ長)

第8条 グローバル・アライアンス・ラボに長（以下「ラボ長」という。）を置き、推進室長の推薦に基づき学長が任命する。この場合において、推進室長がラボ長を兼ねることを妨げない。

2 ラボ長は、グローバル・アライアンス・ラボの業務を統括するとともに推進室長を補佐する。

3 推進室長は、必要に応じ、グローバル・アライアンス・ラボに副ラボ長を置くことができる。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、学務部教務課及び学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間に、最初に任命される推進室長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。